

第118期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 日本工業倶楽部会館
3階 大ホール
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である
ものを除く。）3名選任の
件
第5号議案 監査等委員である取締役1
名選任の件

株主の皆様へのご案内

- 株主総会にご出席いただけない株主様は、郵送（書面）又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

- 株主総会当日のお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を招集ご通知に併せてご送付しております。
- 書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

目次

第118期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	23
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告	50

株主各位

証券コード 6369
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

東京都江東区南砂二丁目11番1号

トヨカネツ 株式会社
代表取締役社長 **大和田 能史**

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第118期定時株主総会招集ご通知」及び「第118期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyokanetsu.co.jp/ir/notice.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。（詳細は3ページの「議決権行使等についてのご案内」をご覧ください。）

敬具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第118期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第118期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

株主総会に関するご留意事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 株主総会当日の事業報告の様様につきましては、後日、当社ウェブサイトにおいて動画掲載を予定しております。
- 株主総会当日までの状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.toyokanetsu.co.jp>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

郵送（書面）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

（議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要になります。）

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

お手続きに際しましては、次ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認ください。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- ※ 郵送（書面）で議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ 郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止させていただきます。）
- ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- ③ インターネット等による議決権行使は、2026年6月24日（水曜日）の午後5時30分まで受け付け致しますが、お早めに行役していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネット等による議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

（2）スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ② スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）による方法にて議決権行使を行ってください。 ※QRコードは株式会社三菱UFJ銀行の登録商標です。

3. 議決権を複数回行使された場合の取り扱い

- ① 郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。
- ② インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社三菱UFJ銀行が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

第118期の期末配当につきましては、株主還元方針に基づき、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭と致します。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**53円**と致したいと存じます。

この場合の配当総額は **838,725,636円** となります。

なお、当社は2026年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。当期の年間配当は、既の実施しております中間配当金50円（株式分割後基準に換算）と合わせまして、1株につき103円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

<ご参考>

株主還元方針（2026年3月期）

- ・株主資本配当率（DOE）：4.0%以上
※ただし、大規模な資金需要発生時は除く。
- ・適用期間：2026年3月期から2028年3月期まで

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、また、2026年5月15日開催の取締役会において、2027年4月1日（予定）を効力発生日として、会社分割（吸収分割）により、プラント事業を当社の完全子会社であるトーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社（以下、「プラント事業分割準備会社」といいます。）に、物流ソリューション事業を当社の完全子会社であるトーヨーカネツ物流事業分割準備株式会社（以下、「物流事業分割準備会社」といいます。また、プラント事業分割準備会社及び物流事業分割準備会社を個別に又は併せて「承継会社」といいます。）に、各々承継させること（以下、「本件会社分割」といいます。）を決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、2027年4月1日（予定）に、本件会社分割後のプラント事業分割準備会社は商号を「トーヨーカネツプラント株式会社」に、物流事業分割準備会社は商号を「トーヨーカネツソリューションズ株式会社」に変更する予定であります。

1. 本件会社分割の目的

持株会社体制への移行は、事業特性に応じた最適な意思決定と、グループ全体を俯瞰した資本配分・ガバナンス・リスク管理の高度化を両立させることで、中期経営計画の実行力を一層高め、持続的な企業価値向上に向け、成長スピードと競争力の最大化を図ることを目的としております。

当社グループはこれまで、既存事業の強化に加え、みらい創生事業における環境・防災関連企業、物流ソリューション事業におけるソフトウェア開発企業、産業機械事業及びプラント事業における周辺領域企業等のM&Aを通じて、新たな事業や技術を積極的に取り込んできたことにより、グループ会社数も着実に増加してきました。その結果、当社の位置付けは、単一の事業会社から、複数の事業会社を束ねるグループ経営の中心へと変容してまいりました。

こうした状況の中で、「グループ全体の戦略立案」、「事業ごとの迅速な意思決定」、「M&A後の統合や成長支援」をスムーズに進め、グループ経営に最適な形へと進化するためには、持株会社体制に移行することが最適と判断いたしました。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社が各承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下の通りであります。

(1) 「吸収分割契約書(写)」 (プラント事業分割準備会社)

吸収分割契約書

トーヨーカネツ株式会社(以下「甲」という。)、及びトーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社(以下「乙」という。)は、甲が、第1条に定める承継対象事業に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割に関し、2026年5月15日(以下「本契約締結日」という。)付けで、以下のとおり吸収分割契約を締結する(以下「本契約」という。)

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、甲の営むプラント事業(以下「承継対象事業」という。)に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本吸収分割」という。)

第2条 (商号及び住所)

甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号：トーヨーカネツ株式会社

住所：東京都江東区南砂二丁目11番1号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号：トーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社

住所：東京都江東区南砂二丁目11番1号

第3条 (承継する権利義務)

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。但し、甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条 (本吸収分割に際して交付する対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務の承継の対価を交付しない。

第5条（本吸収分割の承認等）

甲及び乙は、次条に定める効力発生日の前日までに、それぞれ、適用法令により必要となる手続（甲における株主総会による本契約の承認を含むが、これに限られない。）を行う。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、両当事者協議の上、これを変更することができる。

第7条（変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日前日までの間に、第5条に定める甲の株主総会の承認が得られない場合、その他本契約の目的を達成できない重大な事由が発生した場合は、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後において、承継対象事業について、乙に対して承継対象事業に係る競業禁止義務を負わない。

第9条（誠実協議）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2026年5月15日

甲： 東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツ 株式会社
代表取締役社長 大和田 能史

乙： 東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社
代表取締役社長 大和田 能史

別紙

承継対象権利義務明細表

1. 資産

甲が効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）において、承継対象事業に関して保有する一切の資産。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

2. 負債及び債務

甲が基準時において承継対象事業に関して保有する一切の負債及び債務(偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。)。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

3. 契約(雇用契約を除く。)

甲が基準時において当事者となっている契約のうち、承継対象事業に関する一切の契約並びにこれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

5. 知的財産権

甲が基準時において承継対象事業のみに関して有する一切の商標、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

6. 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

以 上

(2) 「吸収分割契約書(写)」 (物流事業分割準備会社)

吸収分割契約書

トーヨーカネツ株式会社(以下「甲」という。)、トーヨーカネツ物流事業分割準備株式会社(以下「乙」という。))は、甲が、第1条に定める承継対象事業に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割に関し、2026年5月15日(以下「本契約締結日」という。))付けで、以下のとおり吸収分割契約を締結する(以下「本契約」という。))。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、甲の営む物流ソリューション事業(以下「承継対象事業」という。))に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本吸収分割」という。))。

第2条 (商号及び住所)

甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号：トーヨーカネツ株式会社

住所：東京都江東区南砂二丁目11番1号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号：トーヨーカネツ物流事業分割準備株式会社

住所：東京都江東区南砂二丁目11番1号

第3条 (承継する権利義務)

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「承継対象権利義務」という。))は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。但し、甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条 (本吸収分割に際して交付する対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務の承継の対価を交付しない。

第5条（本吸収分割の承認等）

甲及び乙は、次条に定める効力発生日の前日までに、それぞれ、適用法令により必要となる手続（甲における株主総会による本契約の承認を含むが、これに限られない。）を行う。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、両当事者協議の上、これを変更することができる。

第7条（変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日前日までの間に、第5条に定める甲の株主総会の承認が得られない場合、その他本契約の目的を達成できない重大な事由が発生した場合は、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後において、承継対象事業について、乙に対して承継対象事業に係る競業禁止義務を負わない。

第9条（誠実協議）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2026年5月15日

甲： 東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツ 株式会社
代表取締役社長 大和田 能史

乙： 東京都江東区南砂二丁目11番1号
トーヨーカネツ物流事業分割準備株式会社
代表取締役社長 大和田 能史

別紙

承継対象権利義務明細表

1. 資産

甲が効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）において、承継対象事業に関して保有する一切の資産。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

2. 負債及び債務

甲が基準時において承継対象事業に関して保有する一切の負債及び債務(偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。)。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

3. 契約(雇用契約を除く。)

甲が基準時において当事者となっている契約のうち、承継対象事業に関する一切の契約並びにこれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

5. 知的財産権

甲が基準時において承継対象事業のみに関して有する一切の商標、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

6. 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの。

但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に掲げられた事項の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本件会社分割に際して、各承継会社は、当社に対し、株式その他の金銭等の交付を行いませんが、各承継会社は、いずれも当社の完全子会社であることから、相当であると判断いたします。

(2) 各承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

各承継会社は、いずれも2026年4月13日に設立された会社であり、確定した最終事業年度が存在しません。各承継会社の設立の日における貸借対照表の内容は以下の通りです。

① プラント事業分割準備会社

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	100百万円	資本金	100百万円
資産合計	100百万円	負債・純資産合計	100百万円

② 物流事業分割準備会社

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	100百万円	資本金	100百万円
資産合計	100百万円	負債・純資産合計	100百万円

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

1. 提案の理由

- (1) 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載の通り、持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく変更するものであります。なお、現行定款第2条に係る定款変更は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案通り承認可決されること及び本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2027年4月1日）に変更の効力が発生するものとし、また、併せてその旨の附則を設けるものであります。
- (2) 監査等委員である取締役の増員により、経営の監査・監督機能を強化するため、現行定款第18条に定める監査等委員である取締役の員数を、4名以内から6名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
1.~12. (条文省略)	1.~12. (現行通り)
第3条~第17条 (条文省略)	第3条~第17条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。</p> <p>第19条～第41条 （条文省略）</p> <p>附則</p> <p>第1条 （条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、6名以内とする。</p> <p>第19条～第41条 （現行通り）</p> <p>附則</p> <p>第1条 （現行通り）</p> <p><u>（吸収分割の効力発生日に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 <u>現行定款第2条（目的）の変更は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案通り承認可決され、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2027年4月1日に効力が生じるものとし、本条は、その効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、監査等委員会から『監査等委員全員は、任意で設置された「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」（両委員会とも過半数が社外取締役）に参加し、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定められた基準・手続きに従い審議を行い、取締役会に答申を行い決定するプロセスに参加すると共に、監査等委員会においても改めて検討しました。その結果、監査等委員以外の取締役候補者の指名手続は適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。また監査等委員以外の取締役報酬等についても選任と同様のプロセスに従って審議を行い、報酬決定手続は適切であり、報酬等の内容も妥当であると判断しております。』との意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	おおわだ たかし 大和田 能史	代表取締役社長	次世代エネルギー開発担当	再任
2	こばやし やすのり 小林 康紀	取締役	専務執行役員 ソリューション事業、IT戦略、 HRマネジメント担当	再任
3	よねはら たけし 米原 岳史	取締役	専務執行役員 みらい創生事業、財務、IR、リ スクマネジメント、ESG担当	再任

再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員
新任	新任取締役候補者				

候補者番号

1

おおわだ たかし
大和田 能史

再任

生年月日

1962年6月19日

所有する当社の株式数

25,712株

取締役在任年数（本総会最終時）

7年

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

2

こばやし やす のり
小林 康紀

再任

生年月日

1968年1月1日

所有する当社の株式数

12,151株

取締役在任年数（本総会最終時）

2年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2002年10月 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ転籍、同社営業本部システムセールス第一部長
2006年7月 同社システム本部S I部長
2008年4月 同社執行役員システム本部長
2015年4月 同社常務執行役員
2018年4月 当社へ転籍、当社執行役員
トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ出向、同社取締役常務執行役員
2019年4月 当社常務執行役員ソリューション事業本部長
2019年6月 当社取締役常務執行役員ソリューション事業本部長
2021年4月 当社取締役副社長執行役員ソリューション事業本部長
2022年4月 当社代表取締役社長
2023年4月 当社代表取締役社長 安全環境・品質保証部、GX推進室、次世代エネルギー開発室管掌
2024年4月 当社代表取締役社長 次世代エネルギー開発事業本部、安全環境・品質保証部管掌
2025年4月 当社代表取締役社長 次世代エネルギー開発、安全環境・品質保証担当
2026年4月 当社代表取締役社長 次世代エネルギー開発担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した物流ソリューション事業における、卓越した見識・実績を有し、ソリューション事業本部長及び2022年4月に就任した社長の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 当社入社
2002年10月 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ転籍
2011年4月 同社プロジェクト統括部長
2015年4月 同社執行役員経営管理部、プロジェクト統括部、施工管理部、サービス部管掌
2019年4月 当社と同社との合併、当社常務執行役員ソリューション事業本部 海外事業部、空港システム部、施工管理部、サービス営業部管掌
2022年4月 当社専務執行役員ソリューション事業本部長
2024年6月 当社取締役専務執行役員ソリューション事業本部長
2025年4月 当社取締役専務執行役員ソリューション事業、HRマネジメント担当
2026年4月 当社取締役専務執行役員ソリューション事業、IT戦略、HRマネジメント担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した物流ソリューション事業における、卓越した見識・実績を有し、物流ソリューション事業でのプロジェクト統括部長等、複数部門の管掌役員及びソリューション事業本部長の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

よね はら たけ し
米原 岳史

再任

生年月日

1963年2月11日

所有する当社の株式数

9,743株

取締役在任年数（本総会最終時）

1年

取締役会出席状況

11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	当社入社
2012年4月	当社管理本部経理部長
2016年4月	当社執行役員管理本部経理部長
2017年6月	TOYO KANETSU (MALAYSIA) SDN BHD Managing Director（現任）
2018年4月	当社執行役員管理本部財務企画部長兼業務部管掌
2019年4月	当社執行役員コーポレート本部人事部、財務部、総務部管掌
2021年4月	当社常務執行役員コーポレート本部副本部長人事部、財務部、総務部管掌
2022年4月	当社専務執行役員コーポレート本部長
2022年6月	PT TOYO KANETSU INDONESIA Komisaris（現任）
2024年4月	当社専務執行役員コーポレート本部長兼次世代エネルギー開発事業本部補佐
2025年4月	当社専務執行役員財務、I R、リスクマネジメント、E S G担当
2025年6月	当社取締役専務執行役員財務、I R、リスクマネジメント、E S G担当
2026年4月	当社取締役専務執行役員みらい創生事業、財務、I R、リスクマネジメント、E S G担当（現任）

重要な兼職の状況

TOYO KANETSU (MALAYSIA) SDN BHD Managing Director
PT TOYO KANETSU INDONESIA Komisaris

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事したコーポレート部門における、卓越した見識・実績を有し、経理部長、コーポレート本部長及びタンク事業の海外子会社役員の実績を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

注：1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担をしております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填するものです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査・監督機能の一層の充実を図るため、監査等委員である取締役を1名増員致したく、第3号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役1名の選任をお願い致したいと存じま

す。
新たに選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任中の監査等委員である取締役の任期とは異なり、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者

わたなべ
渡 邊

おさむ
修

新任

社外

独立

生年月日

1954年9月28日

所有する当社の株式数

180株

取締役在任年数（本総会終結時）

1年

（うち監査等委員在任年数）

一年

取締役会出席状況

11/11回

監査等委員会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 ㈱ダイエー入社
1999年4月 ㈱ショッパーズ弘前代表取締役社長
2002年4月 ㈱ダイエー営業企画本部副本部長
2003年4月 同社商品企画本部副本部長
2003年8月 トステムビバ㈱（2011年㈱LIXILビバに商号変更）（現アーケランズ㈱）入社、
執行役員社長室付部長
2004年2月 同社常務執行役員営業本部副本部長
2006年6月 同社取締役兼上席常務執行役員営業本部副本部長兼HＣ事業部長
2012年4月 同社取締役兼専務執行役員営業本部長
2014年10月 同社代表取締役社長兼ＣＯＯ
2018年6月 同社代表取締役社長兼ＣＥＯ兼指名報酬諮問委員会委員
2021年9月 経営コンサルタント、2世経営塾「虚往実帰」主宰（現任）
2023年4月 法政大学イノベーション・マネジメント研究科 連携教員プロジェクトアドバイザー
2024年4月 法政大学大学院 連携教員プロジェクトアドバイザー
2025年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

経営コンサルタント、2世経営塾「虚往実帰」主宰

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社（小売業）での経営者及び経営コンサルタントとして培った企業経営全般についての豊富な経験と知見を有しており、当社では2025年から社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- 注：1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊修氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊修氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、渡邊修氏との間で、法令の定める限度までに責任を限定する責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任をご承認いただいた場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填するものです。渡邊修氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、渡邊修氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任をご承認いただいた場合は、独立役員の届け出を継続する予定であります。

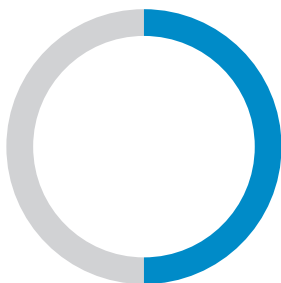
（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

当社は社是・経営ビジョン・スローガン・経営計画等に照らして、取締役会としての役割・責務を果たすために必要なスキルとして、経営の監督に必要なスキル、今後の成長戦略との関係で求められるスキル、及び既存事業における企業価値の向上に資すると考えられるスキルを、以下の9項目に特定しました。取締役の選任に当たっては、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに規定される基準に基づき、定款に定められた員数の範囲で、多様性並びにスキル項目等のバランスが最適になるように考慮しております。各取締役に對して、その経験を元に主に専門性の発揮が期待される分野をマトリクスで表にしたものは以下の通りです。

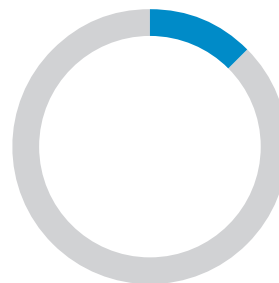
氏名 (性別・年齢)	専門性の発揮が主に期待される分野									
	経営全般	人的資本	法務・ リスク 管理	財務・ 会計	国際的 経験	DX・IT	ESG・ SDGs	事業運営	技術・ 品質・ 安全	
1 大和田 能 史 (男性) (64)	●	●					●	●	●	
2 小 林 康 紀 (男性) (58)		●			●	●		●	●	
3 米 原 岳 史 (男性) (63)	●		●	●	●		●			
4 兒 玉 啓 介 (男性) (67)			●	●	●		●			
5 牛 田 一 雄 (男性) (73)	●	●			●			●	●	
6 岩 村 修 二 (男性) (76)	●	●	●				●			
7 酒 井 由香里 (女性) (58)			●	●		●	●			
8 渡 邊 修 (男性) (71)	●				●	●		●		

取締役会の各種構成比率

社外取締役比率
50.0%
(4名/8名)



女性取締役比率
12.5%
(1名/8名)



以上



(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

59,617百万円

前期比 1.4%減 ▼

経常利益

3,897百万円

前期比 11.5%減 ▼

親会社株主に
帰属する当期純利益

2,556百万円

前期比 29.7%減 ▼

主な財務指標

総資産

69,521百万円

前期比 3.1%増 ▲

純資産

40,301百万円

前期比 3.6%増 ▲

1株当たり
当期純利益

164.52円

前期比 71.29円減 ▼

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米中の通商政策が輸出企業に与える影響や、中東情勢混乱の長期化が懸念されるも、少子高齢化による人手不足感の高まりから幅広い企業において省力化・省人化のための旺盛な設備投資意欲がみられ、個人消費も物価上昇の鈍化と賃上げによる所得の増加もあいまって底堅く推移いたしました。

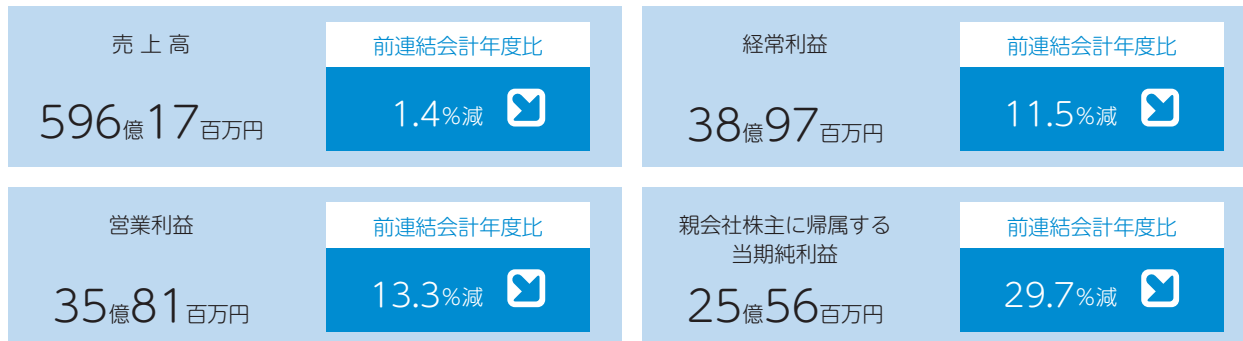
このような状況下、主力の物流ソリューション事業では、深刻化する人手不足を背景に、ネット通販、3PL、卸業、生協向け自動化・省人化設備への需要が継続しました。また、顧客ニーズの多様化に伴い、設備需要の広がりが見られる事業環境となりました。

プラント事業では、国内製油所向けタンクメンテナンスの需要が引き続き堅調に推移し、安定的に収益を計上しております。また、海外子会社のあるマレーシア・インドネシアにおいても補修案件への積極的な取り組みを継続しております。

みらい創生事業では、環境・防災ソリューション事業の官公庁・自治体向けでは、環境常時監視ソリューションは例年並みで推移する中、各種インフラの更新や防災意識の高まりを背景に、土木工事における計測需要が伸長しましたが、同事業の民需では、アスベスト対策市場の需要が堅調に推移しているものの競争環境は厳しさを増しています。産業機械事業では、建設投資、半導体、二次電池関連の設備投資計画が増加していること等により、市場は安定的に推移しており、建築事業は建築資材や工事費の高騰の影響により、厳しい事業環境が継続しております。

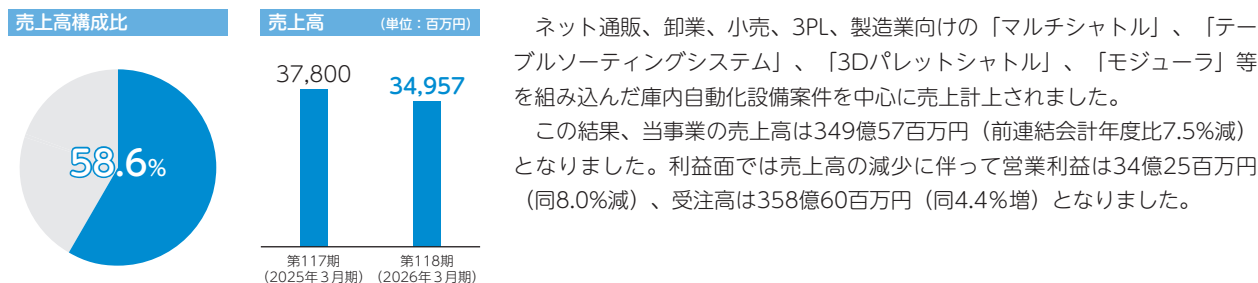
これらの結果、2025年度の連結決算の状況は、みらい創生事業の新規連結子会社の売上寄与があったものの、主力の物流ソリューション事業が期初の想定通り大型プロジェクトが不在となる踊り場を迎え減収となったことから、売上高は596億17百万円となり、前連結会計年度比微減(1.4%減)となりました。また、営業利益は、プラント事業は採算性向上により増益となったものの、物流ソリューション事業における減収に伴う減益に加え、みらい創生事業も減益となったことにより、35億81百万円と前連結会計年度比13.3%減となりました。

經常利益は38億97百万円(同11.5%減)、前連結会計年度に政策保有株式の売却益を特別利益に計上したことの影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益は25億56百万円と前連結会計年度比29.7%減となりました。また、受注高は、485億95百万円(同6.1%減)となっております。

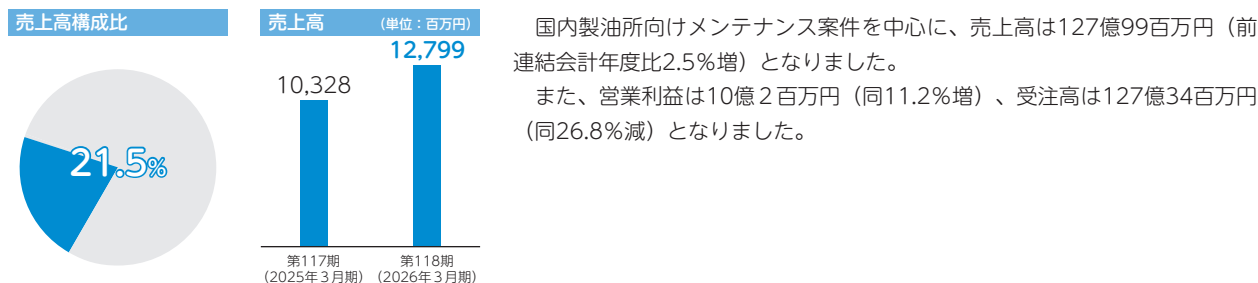


セグメントの経営成績は次の通りであります。

物流ソリューション事業

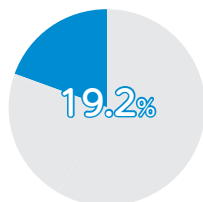


プラント事業

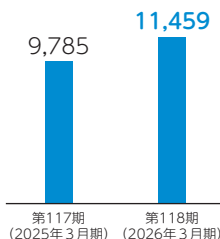


みらい創生事業

売上高構成比



売上高 (単位:百万円)



環境・防災ソリューション事業及び産業機械事業の新規連結子会社の売上寄与や、建築事業における新設・改修工事の完工案件増加により売上高は114億59百万円（前連結会計年度比17.1%増）となりました。利益面ではアスベスト調査・分析分野の競争環境の変化により同分野が減益となったことや、産業機械事業において戦略投資を含む先行的費用が発生したこと、新規連結子会社のM&A関連費用や統合プロセスに関する費用の計上等により、営業利益は4億66百万円（同46.6%減）となりました。

② セグメント別売上高

セグメントの名称	金額 (百万円)	構成比 (%)
物流ソリューション事業	34,957 (22)	58.6 (0.0)
プラント事業	12,799 (2,204)	21.5 (3.7)
みらい創生事業	11,459 (34)	19.2 (0.1)
報告セグメント計	59,217 (2,261)	99.3 (3.8)
その他	399 (10)	0.7 (0.0)
合計	59,617 (2,271)	100.0 (3.8)

注：（ ）内は内数であり海外売上高及び海外売上高構成比率を表わしております。

③ 設備投資の状況

1. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

2. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

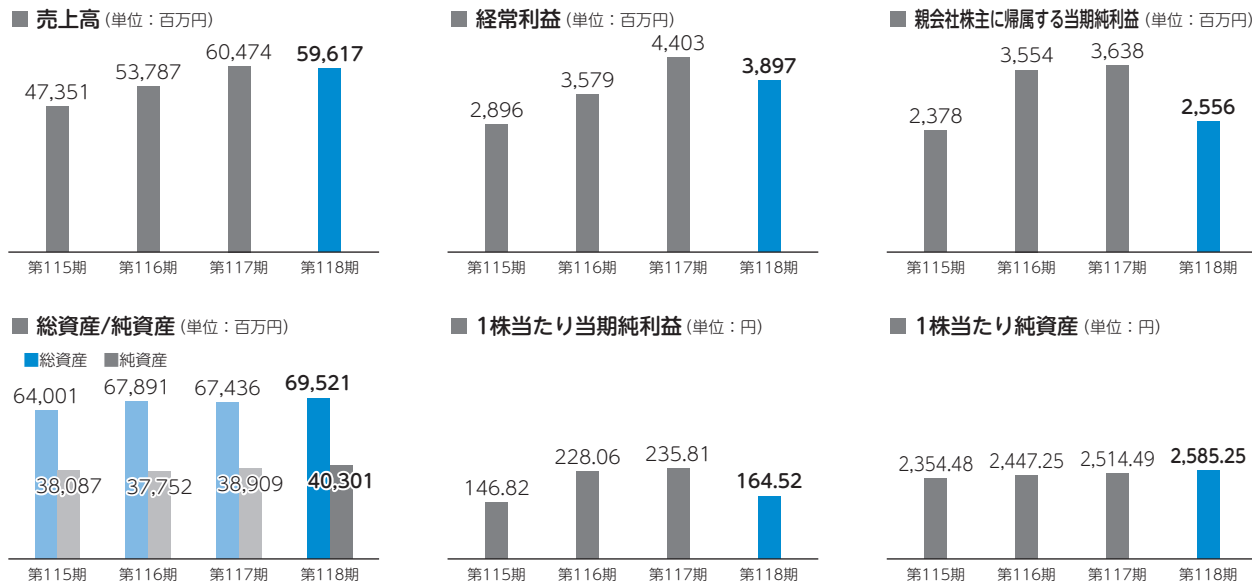
3. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、滅失等はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



注：当社は、2026年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第115期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
トーヨーコーケン(株)	90	100.0	産業用設備機器の製造及び販売
トーヨーカネツビルテック(株)	50	100.0	各種建築物の設計及び建築
環境計測(株)	75	100.0	環境計測機器の保守管理及び環境調査
PT Toyo Kanetsu Indonesia	3,755千米ドル	100.0 (2.7)	貯蔵タンクの製造及び販売

注：出資比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 会社の経営の基本方針

当社は、社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」を経営理念とし、「革新的な技術と実行力で、社会課題を解決する「ソリューションイノベーター」」となることを経営ビジョンに掲げ、複雑化する経営環境や社会が直面する課題に革新的・先駆的な技術やソリューションをもって解決することに取り組み、グループの持続的企業価値向上と社会の発展に寄与することを目指しております。

当社グループでは、事業を通じて持続的に企業価値を向上させるため、自らの強みを活かし優先的に取り組むべき重要な経営課題（マテリアリティ）10項目を2019年に特定し、事業活動を継続してきました。

しかし、特定してから数年が経過し、当社グループを取り巻く内外環境が変化したことを鑑み、2025年度を初年度とする新中計の策定に際し、あらためて当社グループが優先的に取り組むべきマテリアリティ8項目とKPIを策定しました。新たな各マテリアリティを事業戦略の策定や各事業における意思決定プロセスにおいて考慮すべき重要な要素と位置付けています。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明しており、事業を通じた気候変動課題解決への取り組みとGHG排出量削減施策を強化するとともに、提言に基づく開示内容を拡充し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

引き続き、これらの課題解決を通じて、社会的に期待される役割について認識し、関連SDGs達成への寄与にも努めながら、財務面を含む持続的な成長を確かなものとしてまいります。

なお、社長直轄組織の安全環境品質保証部は、安全管理・品質管理水準の一層の向上に取り組み、事業特性に応じた最適な体制の構築を図るため、2026年度よりソリューション事業本部およびプラント事業本部内に、安全品質保証部をそれぞれ設置し、環境関連業務はコーポレート本部内で、環境負荷低減への取り組みを強化します。

事業を通じた社会課題解決に資する重要テーマ	(1) 気候変動・環境問題への対応
	(2) 労働力不足への対応
事業の競争力強化に資する重要テーマ (事業伸長のための技術)	(3) 新技術の開発
	(4) ビジネスパートナーとの共創
	(5) 製品・システムの信頼性の向上
	(6) 業務生産性の向上
企業としての経営基盤	(7) リスクマネジメント・ガバナンスの高度化
	(8) 人的資本経営の高度化

② 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、新グループ中期経営計画（2025～2027年度）を2030年に向けた長期戦略の第2フェーズと位置づけ、社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」を経営理念とし、経営ビジョン「革新的な技術と実行力で、社会課題を解決する「ソリューションイノベーター」」を継続して掲げます。複雑化する経営環境や社会が直面する課題を、革新的・先駆的な技術やソリューションをもって解決することに取り組み、グループの持続的企業価値向上と社会の発展に寄与することを目指します。

新グループ中期経営計画の初年度においては、みらい創生事業の新規連結子会社の売上寄与があったものの、物流ソリューション事業が期初の想定通り大型プロジェクトが不在となる踊り場を迎えたことなどから、減収減益となりました。

こうした状況を踏まえ、前グループ中期経営計画の施策を継続しつつ、事業環境に合わせた新たなグループ経営戦略を進めてまいります。具体的には、「未来に向けた成長基盤の確立」を基本方針とし、①事業の成長（事業構造(ポートフォリオ)の再構築)、②生産性の向上（製品や業務の標準化、省人化の推進）、③人材力の強化（多様性の確保と積極的な育成投資）を3つの柱として取組みを着実に推進しております。

各事業の基本方針・重点施策は以下の通りです。

・物流ソリューション事業

〔基本方針〕 高成長企業への進化

- ・主力事業としての規模拡大
- ・業務領域と顧客領域の拡大
- ・サービス事業強化

- 〔重点施策〕
- ①新領域へのチャレンジ、拡大
 - ②徹底した標準化の実現
 - ③新技術の獲得
 - ④組織力のUp

・プラント事業

〔基本方針〕 安定収益確保

- ・メンテナンス需要の継続受注
- ・新規案件取込みによる売上増
- ・技術継承と人材確保

- 〔重点施策〕
- ①メンテナンス案件の継続受注及び新規取込みによる安定収益確保
 - ②人材確保と育成で技術力・施工力・動員力Up
 - ③タンクメーカーの実績と知見を基にした活躍領域の拡大

・みらい創生事業その他

〔基本方針〕 環境事業確立への挑戦

- ・環境・防災領域の事業拡大（M&A含む）
- ・グループ会社のガバナンス強化

- 〔重点施策〕
- ①事業の選択と集中を進め、環境・防災ソリューション事業を確立
 - ②グループ一体運営によるグループシナジー・事業機会の創出
 - ③効率的グループ・ガバナンスの構築

経営基盤強化策（ESG経営の推進）

当社グループは、グループ全体の持続的成長を目指し、気候変動への対応として、GHG排出量削減目標（Scope1およびScope2）の公表や、環境投資（工場等への太陽光発電設備の導入）など継続して取り組んでおります。

また、従業員の健康保持・増進の取組みを推進する中、「健康経営®優良法人（大規模法人部門）」に5年連続で認定されているほか、地域貢献活動においても、当社グループの所在地の自治体へ児童書購入等の支援や地域イベント等での協賛・ボランティアなど積極的に活動しております。これらの取り組みを含むESG経営については、マテリアリティで特定した項目等、対処すべき課題に対し、サステナビリティ委員会を中心に継続して推進してまいります。

③ 目標とする経営指標

当中期経営計画期間の最終年度にあたる2027年度の連結業績目標として、売上高680億円、営業利益43億円、ROE 8%の達成を目指し、「ACTION FOR THE FUTURE 期待を超える実行力で、未来を支えるチカラになる」のもとグループ一丸となって目標達成に取り組んでまいります。

(単位：百万円)

連結業績目標への推移	2025年度実績	2026年度予想	2027年度目標
売上高	59,617	65,000	68,000
物流ソリューション事業	34,957	38,000	40,000
プラント事業	12,799	14,000	14,500
みらい創生事業	11,459	12,500	13,000
その他	399	500	500
営業利益	3,581	4,000	4,300
物流ソリューション事業	3,425	3,900	4,100
プラント事業	1,002	850	900
みらい創生事業	466	1,000	1,100
その他（全社費用含む）	△1,311	△1,750	△1,800
ROE	6.5%	7.0%	8.0%

注：上表における各事業の営業利益の目標数値はセグメント間の内部取引及び振替高の調整額が含まれておりません。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

① 物流ソリューション事業

ITを融合させた仕分け、ピッキング及び搬送システムを中心とした物流システムの開発・設計・製作や、これら各種システムのメンテナンス業務等を行い、流通業、運輸業、製造業、空港、郵政等の各社へ納入しております。

② プラント事業

LNG、LPG、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンク的设计・製作・施工・メンテナンス業務等を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

③ みらい創生事業

アスベスト等の調査・測定・分析及び環境測定機器の保守管理、土木・建築・公害関係の各種計測機器の設計、産業用設備・機器の製造・販売、各種手動・電動ウインチの製造・販売、建築請負等を行い、建設業、製造業、不動産業、官公庁等へ納入しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

会社名	区分	所在地
トーヨーカネツ(株)	本社	東京都江東区
	千葉事業所	千葉県木更津市
	和歌山工場	和歌山県有田市
PT Toyo Kanetsu Indonesia	バタム工場	インドネシア国

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流ソリューション事業	455名 (154名)	21名増 (35名増)
プラント事業	242名 (257名)	50名増 (54名減)
みらい創生事業	591名 (94名)	136名増 (22名増)
報告セグメント計	1,288名 (505名)	207名増 (3名増)
その他	11名 (4名)	3名減 (4名増)
全社	120名 (14名)	3名減 (5名減)
合計	1,419名 (523名)	201名増 (2名増)

注：1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び季節工を含む。）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	3,696
株式会社みずほ銀行	2,985
株式会社三菱UFJ銀行	2,601
株式会社三井住友銀行	1,882

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 59,400,000株
- ② 発行済株式の総数 16,046,148株 (自己株式221,136株を含む)
- ③ 株主数 14,102名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,995	12.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,002	6.33
日本生命保険相互会社	414	2.61
株式会社りそな銀行	368	2.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	329	2.07
トーヨーカネツ従業員持株会	304	1.92
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	288	1.82
住友生命保険相互会社	231	1.45
大栄不動産株式会社	225	1.42
佐藤工業株式会社	222	1.40

注：1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 自己株式には、役員向け株式給付信託の導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式240千株を含めておりません。

⑤ 自己株式の取得等及び保有

1. 当事業年度において取得した自己株式

普通株式 2,018株 取得価額の総額 4,605,858円

上記のうち、

(イ) 定款授權に基づく取締役会決議により取得した自己株式

普通株式 ー株 取得価額の総額 ー円

(ロ) 単元未満株式の買取りにより取得した自己株式

普通株式 2,018株 取得価額の総額 4,605,858円

2. 当事業年度末において保有する自己株式

普通株式 221,136株

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	10,500株	4名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	ー	ー
監査等委員である取締役	2,700株	1名

注：1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)② 取締役の報酬等の総額」に記載しております。

2. 監査等委員である取締役に交付された株式数につきましては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）在任時の報酬として交付された株式数を記載しております。

3. 上記は、退任した役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

- ・2025年6月26日開催の第117期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員を対象とした、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を継続しております。同制度の継続に係る追加拠出として、2025年8月8日開催の取締役会の決議により、(株)日本カストディ銀行（信託口）を処分先として、2025年8月25日付で105,600株の自己株式を処分致しました。
- ・2025年8月8日開催の取締役会において、当社従業員の企業価値向上への貢献意欲の促進及び財産形成の一助を目的とした譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入を決議致しました。これに基づき、2025年11月13日開催の取締役会の決議により、トーヨーカネツ従業員持株会を処分先として、2025年12月1日付で16,305株の自己株式を処分致しました。
- ・2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に株式分割致しました。これにより、発行可能株式総数は29,700,000株から59,400,000株となり、発行済株式総数は8,023,074株から16,046,148株となっております。

(ご参考) 当社が保有する政策保有株式について

当社は、コーポレートガバナンス報告書に記載の政策保有株式に関する方針に則った取組みを行っており、毎年、取締役会で保有の適否を検証しております。

2026年3月末現在における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の連結貸借対照表計上額の合計は3,617百万円となり、連結純資産計上額40,301百万円の9.0%となっております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大和田 能 史	次世代エネルギー開発、安全環境・品質保証担当
取締役	小 林 康 紀	専務執行役員ソリューション事業、HRマネジメント担当
取締役	米 原 岳 史	専務執行役員財務、IR、リスクマネジメント、ESG担当、TOYO KANETSU (MALAYSIA) SDN BHD Managing Director、PT TOYO KANETSU INDONESIA Komisaris
取締役	佐 藤 真希子	(株) i S G S インベストメントワークス代表取締役 代表パートナー、セイノーホールディングス(株)社外取締役
取締役	渡 邊 修	経営コンサルタント、2世経営塾「虚往実帰」主宰
取締役 (常勤監査等委員)	兒 玉 啓 介	
取締役 (監査等委員)	牛 田 一 雄	(株)ニコン特別顧問、日本光学工業協会会長
取締役 (監査等委員)	岩 村 修 二	T & K 法律事務所弁護士、キャノン電子(株)社外監査役、(株)北海道銀行社外監査役、林兼産業(株)社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	酒 井 由香里	大平洋金属(株)社外取締役

- 注：1. 取締役佐藤真希子氏及び渡邊修氏並びに取締役(監査等委員)牛田一雄氏、岩村修二氏及び酒井由香里氏は、社外取締役であります。
2. 当社では、重要な社内会議への出席及び取締役等からの情報収集並びに内部監査部門との十分な連携を図ることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の取締役(監査等委員)を置くこととし、兒玉啓介氏を選定しております。
3. 取締役(常勤監査等委員)兒玉啓介氏は、経営管理部長及びコーポレート本部長並びに取締役副社長執行役員を歴任するなど、企画経営の知識が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)酒井由香里氏は、証券会社での業務経験及び幅広い業種において社外役員を歴任していることにより、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役佐藤真希子氏及び渡邊修氏並びに取締役（監査等委員）牛田一雄氏、岩村修二氏及び酒井由香里氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 当社は、取締役佐藤真希子氏及び渡邊修氏並びに取締役（常勤監査等委員）兒玉啓介氏、取締役（監査等委員）牛田一雄氏、岩村修二氏及び酒井由香里氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担をしております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填するものです。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 取締役米原岳史氏及び渡邊修氏は、2025年6月26日開催の第117期定時株主総会において新たに選任され就任致しました。
9. 取締役（常勤監査等委員）兒玉啓介氏及び取締役（監査等委員）酒井由香里氏は、2025年6月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任し、同日付で監査等委員である取締役に選任され就任致しました。
10. 取締役柿原明氏並びに取締役（常勤監査等委員）阿部和人氏及び取締役（監査等委員）中村重治氏は、2025年6月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任致しました。
11. 佐藤真希子氏の戸籍上の氏名は、重松真紀子であります。

（ご参考）2026年4月1日現在の経営体制

1. 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大和田 能 史	次世代エネルギー開発担当
取締役	小 林 康 紀	専務執行役員ソリューション事業、IT戦略、HRマネジメント担当
取締役	米 原 岳 史	専務執行役員みらい創生事業、財務、IR、リスクマネジメント、ESG担当、TOYO KANETSU (MALAYSIA) SDN BHD Managing Director、PT TOYO KANETSU INDONESIA Komisaris
取締役	佐 藤 真希子	(株) i S G S インベストメントワークス代表取締役 代表パートナー、セイノーホールディングス(株)社外取締役
取締役	渡 邊 修	経営コンサルタント、2世経営塾「虚往実帰」主宰
取締役 (常勤監査等委員)	兒 玉 啓 介	
取締役 (監査等委員)	牛 田 一 雄	(株)ニコン特別顧問、日本光学工業協会会長
取締役 (監査等委員)	岩 村 修 二	T & K 法律事務所弁護士、キャノン電子(株)社外監査役、(株)北海道銀行社外監査役、林兼産業(株)社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	酒 井 由香里	大平洋金属(株)社外取締役

2. 取締役を兼務しない執行役員

役職	氏名	担当
専務執行役員	柳 沼 伸 介	ソリューション事業本部長
常務執行役員	田 中 寛 海	次世代エネルギー開発センター管掌
常務執行役員	佐 藤 誠	ソリューション事業本部 システムイノベーション部管掌
常務執行役員	間 中 康 幸	ソリューション事業本部 スタンダードR&D部、エンジニアリング部、製造部管掌
常務執行役員	根 本 賢 治	コーポレート本部長
常務執行役員	飯 田 仁 志	プラント事業本部長
常務執行役員	大 崎 勝 啓	ソリューション事業本部 ITソリューション部管掌
執行役員	篠 原 啓 樹	ソリューション事業本部 調達部管掌
執行役員	鮎 谷 智 彰	ソリューション事業本部 システムソリューション部管掌、カスタマーサポート推進部補佐
執行役員	田 牧 敬 司	ソリューション事業本部 施工管理部管掌
執行役員	三 田 俊 幸	次世代エネルギー開発センター長
執行役員	長谷川 努	コーポレート本部副本部長 経理部、IT戦略部管掌
執行役員	奥 村 政 志	ソリューション事業本部 プロジェクト管理部管掌
執行役員	白 石 文 夫	ソリューション事業本部 カスタマーサポート推進部、カスタマーサポート部管掌
執行役員	吉 澤 晋太郎	みらい創生事業本部副本部長 成長戦略室管掌

② 取締役の報酬等の総額

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下「業務執行取締役」という。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2025年5月14日開催の取締役会において改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役が過半数を占める「報酬諮問委員会」へ諮問し、答申を受けております。

業務執行取締役の個人別の報酬の決定に際しては、以下に定める方針・手続等に従いこれを行うものとしております。

(イ) 基本方針

- ・業務執行取締役に対する報酬は、業務執行取締役が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高め、株価の変動による利益・リスクを株主と共有するインセンティブとして十分機能するよう、報酬と業績及び株式価値を連動させた報酬体系とし、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は「基本（金銭・固定）報酬」「業績連動型金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成する。
- ・監督機能を担う監査等委員である取締役、監査等委員でない非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本（金銭・固定）報酬のみを支払うこととする。
- ・このうち、監査等委員でない非業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項については、下記(ホ)に記載の業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法と同様の決定方法をとることで、報酬決定過程の透明性を確保することとする。

(ロ) 基本(金銭)報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

- ・業務執行取締役の基本（金銭）報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、あらかじめ作成した役位に応じた報酬テーブルにそって決定する。
- ・当該基本（金銭）報酬は下記(ハ) 1.の業績連動型金銭報酬とともに次年度の1年間、月額固定報酬として月次で支給する。

(ハ) 業績連動型金銭報酬等並びに非金銭報酬等（以下、「業績連動型株式報酬」という。）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

1.業績連動型金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・「業績連動型金銭報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益額に次年度の経常利益予想額を加味して算出された額とする。
- ・一定水準以上の経常利益・株式配当額の場合に限り、株主総会決議により利益の一定部分の役員賞与を支給する場合がある。

2.業績連動型株式報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i) 業績連動型株式報酬等の内容、額及び算定方法

- ・「業績連動型株式報酬」は2019年5月14日の取締役会で決議された「役員に対する業績連動型株式報酬制度」株式給付規程、及び2025年6月26日の第117期定時株主総会にて決議された「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の報酬等の額及び内容の一部改定の件」に基づき、各業務執行取締役及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、役位及び中期経営計画等に基づいた業績目標の達成度に応じて、事業年度毎に以下のポイントを付与する。

- 事業部門を所管しない又はコーポレート本部を所管する取締役等

付与ポイント＝役位別基本ポイント（財務指標連動）×財務指標の業績連動係数（①×0.5+②×0.5）

※¹+役位別基本ポイント（非財務指標連動）×非財務指標の業績連動係数※²

- 事業本部を所管する取締役等

付与ポイント＝役位別基本ポイント（財務指標連動）×財務指標の業績連動係数（①×0.25+②×0.25+③×0.5）※¹+役位別基本ポイント（非財務指標連動）×非財務指標の業績連動係数※²

※¹ 財務指標の業績連動係数①、②及び③は、全社ROE、全社営業利益及び部門別営業利益（セグメント利益）目標の達成度に応じて0%～144%で変動する

※² 非財務指標の業績連動係数は、GHG排出削減目標の達成率及び従業員エンゲージメント向上への取り組み状況に対する報酬諮問委員会による総合評価に応じて、0%～100%で変動する

- ・2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「本対象期間」という。中期経営計画等の期間を想定している。）において、取締役等に対して付与するポイントは1事業年度当たり48,000ポイント（相当する株式数は96,000株(注)）（うち、業務執行取締役分として20,000ポイント（相当する株式数は40,000株(注)）を上限とし、本対象期間中の3事業年度

において、取締役等に対して付与するポイントは120,000ポイント（相当する株式数は240,000株(注)）（うち業務執行取締役分として50,000ポイント（相当する株式数は100,000株(注)））を上限とする。なお、付与されるポイントは取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式2株(注)に換算される。

(注)2026年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。つきましては、同日以降、ポイント数と株式数の換算比率について、1ポイント当たり当社株式2株に調整しております。

(ii) 業績連動型株式報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

- ・「役員に対する業績連動型株式報酬制度」の対象期間は、「本対象期間」及び本対象期間経過後に開始する3事業年度ごと（本対象期間経過後制定される中期経営計画の期間が3事業年度と異なる場合はその事業年度ごと）の期間とする。
- ・各取締役等に対する当社株式等の給付時期は、原則として各対象期間の最終事業年度の業績確定後において、当該各対象期間において付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付する。ただし、納税資金確保の観点から、当該累計ポイント数の50%に相当する数の当社株式については、換価した上で、当該取締役等に対して、当該換価処分金相当の金銭を給付する。

(二) 基本（金銭）報酬の額、業績連動型金銭報酬等の額又は業績連動型株式報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動型金銭報酬は過年度及び次年度予想業績に基づき算出された額であり、業績連動型株式報酬は「本対象期間」の中期経営計画等の目標KPIである全社ROE、全社営業利益及び担当する部門別営業利益に基づき算出された株数であるので、その割合は当該単年度及び次年度業績と、本対象期間及びその後の3事業年度における全社ROE、全社営業利益及び部門別営業利益目標の各業務執行取締役の達成度により決まるため、その割合は決定していないが、業績連動報酬の導入意図を鑑み、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としている。

(ホ) 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

当社は個人別の業務執行取締役の報酬額については、「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬決定方針及び手続」をコーポレートガバナンス・ガイドラインにて定め、独立社外取締役が過半数を占める「報酬諮問委員会」による協議・答申を経て、取締役会の決議により決定することとし、報酬決定過程の透明性を確保している。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額		報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (名)
	(百万円)	基本報酬	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	187 (17)	113 (17)	51 (-)	22 (-)	8 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	43 (25)	43 (25)	- (-)	- (-)	6 (4)
合計 (うち社外役員)	230 (42)	156 (42)	51 (-)	22 (-)	14 (7)

- 注：1. 当事業年度末現在の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は5名、取締役 (監査等委員) は4名であります。上記員数と相違しておりますのは、2025年6月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役3名 (うち社外取締役1名) 及び監査等委員2名 (うち社外取締役1名) が含まれているためであります。このうち、取締役2名 (うち社外取締役1名) につきましては、同株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、新たに取締役 (監査等委員) に就任したため、取締役在任期間分は「取締役 (監査等委員であるものを除く。)」に、監査等委員在任期間分は「取締役 (監査等委員)」に含めて記載しております。
2. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第114期定時株主総会決議 (当該株主総会決議時における取締役の員数は6名) (うち社外取締役2名) において、月額200万円以内 (うち社外取締役分1.7百万円以内) (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。また、別枠で、2025年6月26日開催の第117期定時株主総会決議 (当該株主総会決議時における対象となる取締役の員数は3名) において、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度を改定し、信託金の上限額は対象期間である3事業年度ごとに700百万円 (うち、取締役分として300百万円) と決議いただいております。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第107期定時株主総会決議 (当該株主総会決議時における取締役 (監査等委員) の員数は4名) において、月額5百万円以内と決議いただいております。
5. 上記取締役 (監査等委員であるものを除く。) の業績連動型株式報酬の欄には、当事業年度に係る費用計上額を記載しております。
6. 業績連動型金銭報酬に係る業績指標は、各事業年度の経常利益額に、次年度の経常利益予想額を加味して算出された額であり、当該指標を選定した理由は、業務執行に携わる取締役の業務執行責任と報酬との連動性を重視しているためであります。なお、当事業年度の業績連動型金銭報酬に係る2025年3月期の当該指標の実績は4,403百万円であります。
7. 業績連動型株式報酬に係る業績指標は、財務指標として全社ROE、全社営業利益及び部門別営業利益、非財務指標 (ESG指標) としてGHG排出量及び従業員エンゲージメントであります。当該指標を選定した理由として、全社ROE及び全社営業利益については開示情報であり、中長期的企業価値向上を期待する株主に資する指標であると同時にそのために自社の持続的成長をめざす役員へのインセンティブとして実効的のある指標として選定しております。部門別営業利益については取締役等が自ら所管する部門の指標であり開示される情報であることから選定しております。また、GHG排出量及び従業員エンゲージメントについては気候変動への対応や、持続的成長並びに中長期的に企業価値を向上させるうえで基礎となることから選定しております。なお、これら指標の2026年3月期の実績は、全社ROEについては6.5%、全社営業利益については3,581百万円、部門別営業利益については物流ソリューション事業で3,425百万円、プラント事業で1,002百万円であります。非財務指標 (ESG指標) についての2026年3月期の実績は、GHG排出量については3,272 t-CO₂e (※速報値、確定値は統合報告書「TKKレポート」にて2026年8月公表予定)、従業員エンゲージメントについては評価対象指標3項目 (経営理念・ビジョンへの共感、経営判断への信頼、事業戦略の浸透) の各スコアがいずれも製造業平均を上回っております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会より諮問を受けた「報酬諮問委員会」において、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、報酬テーブルに当てはめて具体的な金額等の確認をしたうえで、取締役会に答申を行っているため、業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに当たっては、取締役会は基本的にその答申を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
取締役	佐藤 真希子	(株) i S G S インベストメントワークス	代表取締役 代表パートナー	特記事項なし
		セイノーホールディングス(株)	社外取締役	特記事項なし
取締役	渡邊 修	2世経営塾「虚往実帰」	経営コンサルタント 主宰	特記事項なし
取締役（監査等委員）	牛田 一雄	(株)ニコン	特別顧問	特記事項なし
		日本光学工業協会	会長	特記事項なし
取締役（監査等委員）	岩村 修二	T & K 法律事務所	弁護士	特記事項なし
		キヤノン電子(株)	社外監査役	特記事項なし
		(株)北海道銀行	社外監査役	特記事項なし
		林兼産業(株)	社外取締役(監査等委員)	特記事項なし
取締役（監査等委員）	酒井 由香里	大平洋金属(株)	社外取締役	特記事項なし

b. 当期における主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会	監査等委員会	発言状況及び社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
		出席回数 出席率	出席回数 出席率	
取締役	佐藤 真希子	13回中13回 100%	—	ベンチャーキャピタルの経営者としての豊富な経験と見識に基づき有用な意見・提言を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役	渡邊 修	11回中11回 100% (2025年6月就任)	—	上場会社（小売業）の経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と見識に基づき有用な意見・提言を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員）	牛田 一雄	13回中13回 100%	12回中12回 100%	上場会社（製造業）の経営者としての豊富な経験と見識に基づき有用な意見・提言を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」の委員長として、当事業年度に開催された両委員会（指名3回、報酬4回）全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員）	岩村 修二	13回中13回 100%	12回中12回 100%	弁護士としての専門的見地や、法曹界での豊富な経験と見識に基づき有用な意見・提言を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、「指名諮問委員会」の委員として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員候補者の選定における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	酒井 由香里	13回中13回 100%	10回中10回 100% (2025年6月就任)	幅広い業種での社外役員としての豊富な経験と見識に基づき有用な意見・提言を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、「報酬諮問委員会」の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48

注：1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から当事業年度の監査計画の内容、前事業年度の職務執行状況等について聴取し、報酬見積の算出根拠等に係る必要な検証を実施し検討した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額につき同意致しました。

3. 当社の子会社であるPT Toyo Kanetsu Indonesia及びToyo Kanetsu (Malaysia) Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は仰星監査法人に対して、英文財務諸表に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任致します。

また、上記のほか、監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じてグループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。

現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

株主還元方針の内容

- ・基本方針：経営の重要課題の一つとして、持続的な成長を可能とする戦略投資と、株主への利益還元の最大化をバランスよく実施することを基本とする。
- ・K F I：株主資本配当率（D O E）を4.0%以上
※ただし、大規模な資金需要発生時は除く
適用期間 2026年3月期から2028年3月期まで

当期の期末配当につきましては、株主還元方針に基づき、1株当たり53円の配当とさせて頂く予定であります。

なお、当社は2026年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。当期の年間配当は、既に実施しております中間配当金50円（株式分割後基準に換算）と合わせまして、1株につき103円となります。（D O E 4.0%）

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第118期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	38,649
現金及び預金	7,137
受取手形、売掛金及び契約資産	23,472
電子記録債権	733
商品及び製品	138
仕掛品	2,816
原材料及び貯蔵品	3,635
その他	827
貸倒引当金	△111
固定資産	30,871
有形固定資産	19,848
建物及び構築物	6,451
機械装置及び運搬具	774
工具、器具及び備品	845
土地	11,114
建設仮勘定	620
その他	42
無形固定資産	757
投資その他の資産	10,264
投資有価証券	7,700
繰延税金資産	245
退職給付に係る資産	1,403
その他	1,095
貸倒引当金	△180
資産合計	69,521

科目	第118期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	18,855
支払手形及び買掛金	951
電子記録債務	134
短期借入金	6,725
1年内償還予定の社債	90
1年内返済予定の長期借入金	215
未払費用	5,574
未払法人税等	525
契約負債	2,393
賞与引当金	530
受注損失引当金	380
完成工事補償引当金	315
その他	1,019
固定負債	10,364
社債	1,030
長期借入金	5,027
繰延税金負債	1,055
再評価に係る繰延税金負債	1,128
退職給付に係る負債	942
資産除去債務	674
その他	505
負債合計	29,219
純資産の部	
株主資本	37,901
資本金	18,580
資本剰余金	1,433
利益剰余金	18,671
自己株式	△783
その他の包括利益累計額	2,389
その他有価証券評価差額金	2,173
繰延ヘッジ損益	37
土地再評価差額金	652
為替換算調整勘定	△953
退職給付に係る調整累計額	479
非支配株主持分	9
純資産合計	40,301
負債及び純資産合計	69,521

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第118期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	
売上高		59,617
売上原価		45,924
売上総利益		13,692
販売費及び一般管理費		10,110
営業利益		3,581
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	214	
為替差益	31	
持分法による投資利益	46	
スクラップ売却益	43	
助成金収入	43	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	148	536
営業外費用		
支払利息	181	
その他	40	221
経常利益		3,897
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	3	
負ののれん発生益	77	
その他	29	119
特別損失		
固定資産除却損	68	
投資有価証券評価損	69	
減損損失	138	
訴訟関連損失	0	
その他	0	276
税金等調整前当期純利益		3,739
法人税、住民税及び事業税	1,108	
法人税等調整額	72	1,181
当期純利益		2,558
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		2,556

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第118期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	30,000
現金及び預金	3,868
売掛金及び契約資産	19,460
電子記録債権	301
仕掛品	1,690
原材料及び貯蔵品	2,712
前払費用	88
関係会社短期貸付金	1,282
その他	610
貸倒引当金	△14
固定資産	30,609
有形固定資産	16,002
建物	5,363
構築物	233
機械及び装置	451
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	256
土地	9,082
建設仮勘定	606
無形固定資産	599
借地権	85
ソフトウェア	462
その他	51
投資その他の資産	14,007
投資有価証券	5,851
関係会社株式	4,821
出資金	294
関係会社出資金	152
関係会社長期貸付金	1,936
前払年金費用	758
その他	333
貸倒引当金	△141
資産合計	60,610

科目	第118期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	17,591
買掛金	331
短期借入金	6,257
関係会社短期借入金	2,000
未払金	73
未払費用	5,211
未払法人税等	399
契約負債	1,896
預り金	218
賞与引当金	322
受注損失引当金	380
完成工事補償引当金	315
その他	186
固定負債	8,177
社債	1,000
長期借入金	4,580
繰延税金負債	809
再評価に係る繰延税金負債	1,128
資産除去債務	557
その他	101
負債合計	25,768
純資産の部	
株主資本	32,041
資本金	18,580
資本剰余金	1,230
資本準備金	1,102
その他資本剰余金	128
利益剰余金	13,013
利益準備金	1,694
その他利益剰余金	11,319
固定資産圧縮積立金	1,880
繰越利益剰余金	9,438
自己株式	△783
評価・換算差額等	2,800
その他有価証券評価差額金	2,110
繰延ヘッジ損益	37
土地再評価差額金	652
純資産合計	34,842
負債及び純資産合計	60,610

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第118期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	
売上高		45,846
売上原価		35,672
売上総利益		10,173
販売費及び一般管理費		7,235
営業利益		2,938
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	284	
為替差益	43	
助成金収入	43	
その他	103	517
営業外費用		
支払利息	163	
投資事業組合運用損	27	
その他	7	199
経常利益		3,256
特別損失		
固定資産除却損	66	
投資有価証券評価損	69	
関係会社株式評価損	64	
訴訟関連損失	0	200
税引前当期純利益		3,056
法人税、住民税及び事業税	847	
法人税等調整額	37	885
当期純利益		2,171

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

トヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 新島敏也
公認会計士 竹本泰明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トヨーカネツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨーカネツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 新島敏也
公認会計士 竹本泰明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

トーヨーカネツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 兒玉啓介
監査等委員 牛田一雄
監査等委員 岩村修二
監査等委員 酒井由香里

(注) 監査等委員牛田一雄、岩村修二及び酒井由香里は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

日本工業倶楽部会館 3階 大ホール

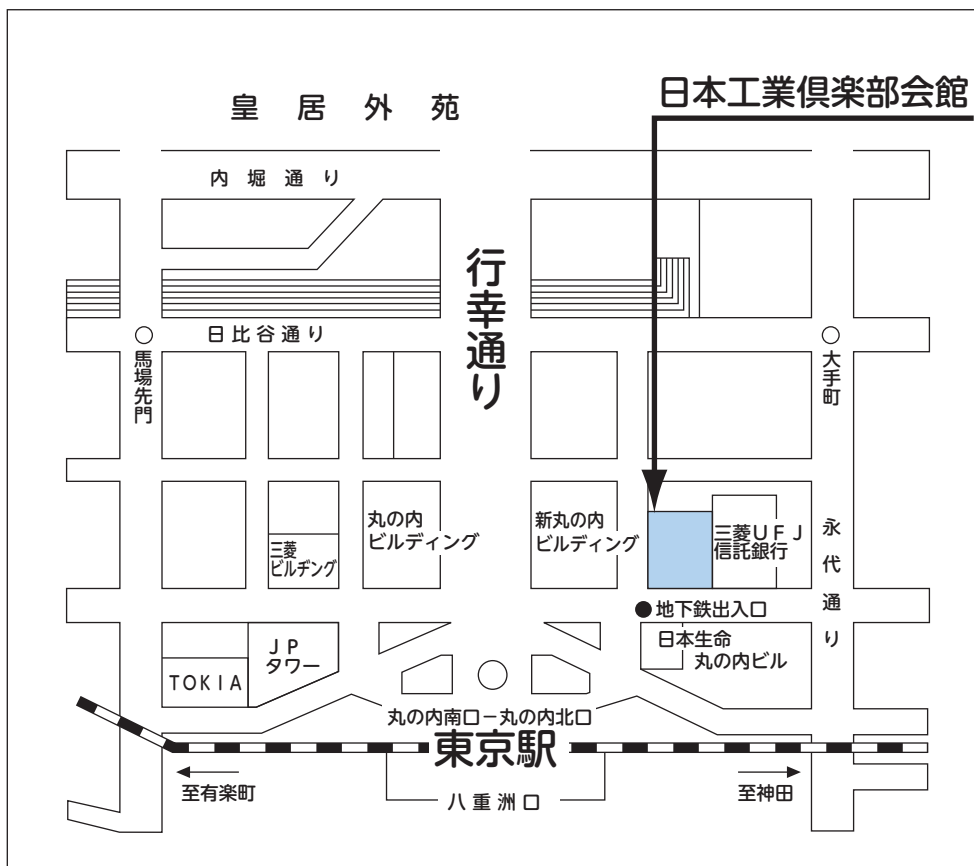
(当会館は午前9時に開錠されますので、同時刻以降にご来場くださいますようお願い申し上げます。)

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 電話 03-3281-1711 (代表)

交通

J R 「東京駅」下車 丸の内北口より徒歩約2分

東京メトロ 丸ノ内線「東京駅」下車 M10出口より徒歩約1分



※駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※お土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。